「ちば浄化槽水守りパートナー認定制度」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部水質保全課浄化槽班

1　パブリックコメント実施期間　　令和８年９月１日（火）～９月３０日（水）

2　意見提出者数（意見の延べ件数）　　２人（４件）

3　提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
１　第５条（２）	
「条例に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を受けて、５年以上浄化槽保守点検業を営んでいること。」という要件は厳しすぎるため、「保守点検業者の登録を受けて５年以上、または千葉県内の浄化槽について保守点検の実務経験を５年以上有する浄化槽管理士が在籍していること」とできないか。 （理由） ＢＯＤ検査を拡大するためには、登録後５年未満の業者にも積極的に参加してもらう必要があると考える。 また、５年以上という要件があることで業者が取組に消極的になることが懸念される。 他の保守点検業者で長く働き、その後独立し業務を実施している業者もある。そうした業者を救うためにも、実務経験５年以上の浄化槽管理士が在籍している場合も可としてもらいたい。	本制度は、浄化槽保守点検業者として浄化槽の適正管理に積極的に取り組む事業者を認定する制度です。 したがって、在籍する浄化槽管理士の実務経験ではなく、浄化槽保守点検業者としての取組状況や実績によって、認定の可否を判断します。
２　第３条第３項及び第９条第１項	
第３条第３項では「環境の保全に関する法令違反、その他水守りパートナーとしてふさわしくない事実がある場合には、認定の対象とならない。」とある。 法令違反とまでは言えないまでも、業務内容が不適切な業者もいると思う。このため、関係団体等の意見を聞いた上で、適正な業者を認定してもらいたい。	御意見は、今後、制度を運用する際の参考とさせていただきます。

３　第１０条第２項	
浄化槽の保守点検・清掃に携わる業者を会員とする団体が、会員（保守点検業者・清掃業者）や県民に対し、この制度を広く周知・普及することを目的として、会報誌やホームページ、会員向けの研修会資料などに認定マークを使うことは可能か。	本制度は、法定検査受検率の向上のための新たな取組として創設するものであり、県以外の自治体等によって、広く周知されることは望ましいと考えます。 いただいた御意見を踏まえ、本制度の周知や広報を目的とする場合は認定マークを使用できるよう、実施要綱を修正しました。
４　様式第１号（別紙）　千葉県浄化槽取扱指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組状況	
様式第１号（別紙）「千葉県浄化槽取扱指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組状況」のうち、第９号の「１１条ＢＯＤ検査の実施体制の確保」を「１１条ＢＯＤ検査の実施体制の整備」に、「確保済み」を「整備済み」にそれぞれ修正できないか。 嘱託採水員の確保（講習会を受講させる）だけで良いという理解をされると、１１条ＢＯＤ検査の推進・拡大につながらないおそれがある。	指導要綱第８の第９号において、「（前略）ＢＯＤ検査を実施できる体制を整えること」と規定しており、「確保」よりも「整備」のほうが適切と考えることから、本実施要綱の様式第１号（別紙）について、御意見を踏まえて修正しました。